

国立研究開発法人森林総合研究所の第4期中長期目標（案）

平成27年12月15日

農林水産省

国立研究開発法人森林総合研究所の中長期目標（案）目次

第1	政策体系における法人の位置付け及び役割	1
1	我が国の森林及び林業施策の動向	1
2	国立研究開発法人森林総合研究所の位置付け及び役割	1
第2	中長期目標の期間	3
第3	研究開発の成果の最大化とその他の業務の質の向上に関する事項	3
1	研究開発業務	3
(1)	研究の重点課題	3
(2)	長期的な基盤情報の収集、保存、評価並びに種苗の生産及び配布	8
(3)	研究開発成果の最大化に向けた取組	8
ア	「橋渡し」機能の強化	
イ	研究開発成果等の社会還元	
ウ	研究課題の評価、資源配分及びP C D Aサイクルの強化	
2	森林保険業務	9
(1)	被保険者の利便性の向上	9
(2)	加入促進	9
(3)	引受条件	10
(4)	内部ガバナンスの高度化	10
3	水源林造成事業等	10
(1)	水源林造成事業の推進	10
ア	事業の重点化	
イ	事業の実施手法の高度化のための措置	
(2)	その他完了した事業の評価及び債権債務の管理	11
ア	特定中山間保全整備事業等の事業完了後の評価に関する業務	
イ	債権債務管理に関する業務	
4	研究開発業務、森林保険業務及び水源林造成事業に共通する事項	11
(1)	研究開発業務、森林保険業務及び水源林造成事業における連携の強化	11
ア	研究開発と森林保険の連携	
イ	研究開発と水源林造成事業の連携	
(2)	行政機関や他の研究機関等との連携・協力の強化	12
(3)	広報活動の促進	12
第4	業務運営の効率化に関する事項	12
1	一般管理費等の削減	12
(1)	研究開発業務	12
(2)	森林保険業務	13
(3)	水源林造成事業等	13

2	調達の合理化	1 3
3	業務の電子化	1 3
第5	財務内容の改善に関する事項	1 4
1	研究開発業務	1 4
2	森林保険業務	1 4
(1)	積立金の規模の妥当性の検証と必要な保険料率の見直し	1 4
(2)	保険料収入の増加に向けた取組	1 5
3	水源林造成事業等	1 5
(1)	長期借入金等の着実な償還	1 5
(2)	業務の効率化を反映した予算の作成及び運営	1 5
4	保有資産の処分	1 5
第6	その他の業務運営に関する重要事項	1 5
1	ガバナンスの強化	1 5
(1)	内部統制システムの充実・強化	1 5
(2)	コンプライアンスの推進	1 6
2	人材の確保・育成	1 6
(1)	人材の確保・育成	1 6
(2)	人事評価	1 7
(3)	給与水準	1 7
3	情報公開の推進等	1 7
4	情報セキュリティ対策の強化	1 7
5	環境対策・安全管理の推進	1 8
6	施設及び設備に関する事項	1 8

国立研究開発法人森林総合研究所の中長期目標（案）

第1 政策体系における法人の位置付け及び役割

1 我が国の森林及び林業施策の動向

森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化防止等の多面的機能の発揮を通じて、国民が安心して安全に暮らせる社会の実現に大きな役割を果たしている。また、森林は、我が国が有する貴重な再生可能資源であり、木材等の林産物の供給源として地域の経済活動とも深く結びついている。こうした森林の恩恵を国民が将来にわたって永続的に享受するには、これを適正に整備し、保全することが重要である。

このため、「森林・林業基本計画」（平成23年7月閣議決定）、『日本再興戦略』改訂2015」（平成27年6月閣議決定）、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成26年6月改訂（農林水産業・地域の活力創造本部決定））等を踏まえ、林業の成長産業化の実現に向け、新たな木材需要の創出、国産材の安定供給体制の構築、適切な森林整備等を通じた緑の国土強靱化や地球温暖化防止など森林の多面的機能の維持及び向上に取り組む必要がある。

2 国立研究開発法人森林総合研究所の位置付け及び役割

国立研究開発法人森林総合研究所（以下「研究所」という。）は、明治38年に改組創設された農商務省山林局林業試験所を母体とし、森林及び林業に関する総合的な研究等を通じ森林の保続培養を図り、林業技術の向上への寄与を目的に独立行政法人として、平成13年4月に設立された。その後、平成19年4月に独立行政法人林木育種センターと統合し、森林・林業・木材産業と林木育種に関する研究開発を実施する我が国最大の総合的な試験研究機関となった。また、平成20年4月から独立行政法人緑資源機構が実施していた水源林造成事業等を経過措置として承継し、平成27年4月からは森林保険業務が政府から研究所に移管された。

研究及び技術開発については、森林・林業基本計画において、試験研究機関等との連携の強化を図り、森林・林業・木材産業が抱える諸課題の解決のための研究及び技術開発を効率的かつ効果的に実施することとされている。

このため、研究所は、中長期的な視点に立ち、森林の多面的機能の持続的な発揮による循環型社会の形成、新たな木材需要の創出や国産材の

安定供給体制の構築による林業の成長産業化、中山間地域での雇用創出及び東日本大震災の被災地の復興支援に貢献する研究開発の中核的な役割を担っている。また、林業の成長産業化や森林の多面的機能の持続的発揮のためには、これを担う森林・林業分野の人材の育成や知の基盤強化による科学技術イノベーションの創出が不可欠であり、これらに貢献する必要がある。さらに、今後策定が予定されている新たな「森林・林業基本計画」及び「第5期科学技術基本計画」等にも的確に対応しつつ、独立行政法人改革の趣旨を踏まえ、国立研究開発法人として研究開発成果の最大化を目的とするとともに、研究成果の「橋渡し」機能の役割を担うことが求められている。

森林保険は火災、気象災及び噴火災による損害を補償する総合的な保険であり、森林所有者自らが災害に備える唯一のセーフティネット手段であるとともに、林業経営の安定と被災後の再造林の促進による森林の多面的機能の発揮のために必要不可欠なものである。

森林保険については、行政改革・特別会計改革の一環として政府から研究所に移管されたことを契機に、「森林・林業基本計画」に基づいた災害による損失の合理的な補填等を行うための施策として、今後とも着実に推進するとともに、これまで以上に効率的・効果的な業務運営を行い、成長産業化を目指す林業の経営安定等に一層貢献することが求められる。

水源林造成事業については、奥地水源地域であって所有者の自助努力等によっては適正な整備が見込めない森林等において、針広混交林等の森林造成を行い、間伐などの森林整備を適切に推進し、水源涵養機能等の公益的機能を高度に発揮させるとともに、「森林・林業基本計画」等に基づき、公的な関与による森林整備を促進するための施策として、今後とも着実な推進が求められている。

なお、「独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律」（平成20年法律第8号）により独立行政法人緑資源機構から承継した水源林造成事業については、今後も研究所において、研究開発との相乗効果の発揮に向けて連携強化を図りつつ、適切かつ着実に実施するものとする。

以上の取組を一体で実施することにより、我が国の森林の多面的機能の高度発揮と林業の成長産業化を推進し、次世代に向けた森林の保続培養に貢献する。

第2 中長期目標の期間

研究所の中長期目標の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

1 研究開発業務

(1) 研究の重点課題

研究所は、「森林・林業基本計画」に対応し、森林・林業分野が直面する課題に的確かつ効率的に対処するため、研究課題の重点化を図り、課題の解決に当たる。

具体的には、以下に示すような重点研究課題としてまとめ、森林・林業を支える研究開発を推進する。

ア 森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林管理技術の開発

イ 国産材の安定供給に向けた持続的林業システムの開発

ウ 木材及び木質資源の利用技術の開発

エ 森林生物の利用技術の高度化と林木育種による多様な品種開発及び育種基盤技術の強化

これらの研究開発等については、国の施策、地域の特性、林業関係者及び国民のニーズ等を踏まえ、基礎から応用、実証、普及までを一元的に研究開発を行う我が国唯一の総合的研究機関としてのリーダーシップを発揮しつつ、国や関係機関と連携を図り、研究開発成果の最大化に取り組むものとする。

その際、研究者の独創的な発想に基づく目的基礎研究については、国内外の最新の研究動向も踏まえ、問題の解決を見据えて戦略的に実施し、森林の利用と保全に資する革新的な技術シーズの創出を目指す。

重点課題アからエまでの方針は以下のとおりとする。

ア 森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林管理技術の開発

(ア) 森林生態系を活用した治山技術の高度化と防災・減災技術の開発

極端気象に伴う山地災害、森林気象の激甚化に対し、事前防災対策としての山地災害対策の強化と、適切な森林整備を通じた森林の国土保全機能や水源涵養機能の高度発揮が必要とされている。また、東日本大震災の被災地での林業・木材産業の復興、海岸防災林の着実な復旧・再生の推進が求められている。

このため、山地災害の発生リスク予測手法を高度化するとともに、
森林の山地災害防止機能と水源涵養機能、海岸林の防災機能の変動
評価、森林の気象害リスクの評価手法等を開発する。更に、森林に
おける放射性セシウムの分布と動態の長期的モニタリングによる予
測モデルを開発する〈緊急度：高〉。これらの目標を第4期中長期目
標期間終了時まで達成する。

なお、これらの成果を速やかに災害及び被害対策の現場に活用す
る体制を整備し、行政機関、大学、研究機関、関係団体及び民間企
業等と連携しつつ、研究開発成果を活用した指針等の作成等を通じ
て森林生態系の機能を活用した緑の国土強靱化、被災地の復興への
支援を図る。(①⑥⑧)

(イ) 気候変動の影響評価技術の高度化と適応・緩和技術の開発

気候変動を緩和するために温室効果ガス排出量を削減する緩和策
の実施、平成27年8月に策定された「農林水産省気候変動適応計画」
における気候変動が将来の森林・林業分野に及ぼす影響のより確度
の高い予測と評価に基づく森林の持続可能な管理経営のための適応
策が求められている。

このため、森林の動態やCO₂フラックス（二酸化炭素交換量）等
の長期観測データを活用し、気候変動がもたらす樹木や森林への影
響を解明して予測する〈緊急度：高〉。また、科学的知見に基づいた
適応・緩和策及びREDDプラス（途上国における森林減少と森林
劣化からの排出削減、森林保全、持続可能な森林管理及び森林炭素
蓄積の増強）の実施に向けた技術の開発を行う。これらの目標を第
4期中長期目標期間終了時まで達成する。

なお、これらの成果に基づき将来提示することとなる適応・緩和
策により、「農林水産省気候変動適応計画」の推進と森林の持続可能
な管理経営の実現に貢献するとともに、国際的な協調の下で研究を
推進し、国際的にも貢献する。(①⑥⑧)

(ウ) 生物多様性の保全等に配慮した森林管理技術の開発

森林生態系は野生生物や遺伝子の多様性の保全を始め様々な機能
を有している。その機能を最大限に発揮させるため、社会的ニーズ
や立地条件等に応じて、林分を適切に配置していく必要がある。

このため、生物多様性の保全等森林の多面的機能を定量的に評価し、復元力に富む森林へ誘導するための森林管理技術の開発を行う。さらに、生態学的情報を活用した環境低負荷型の総合防除技術を高度化する。これらの目標を第４期中長期目標期間終了時までに達成する。

なお、これらの成果を森林所有者等に普及する体制を整備し、生物多様性の保全等に配慮した施業指針を提供するとともに、生物害防除技術の普及を図る。(①⑥⑧)

イ 国産材の安定供給に向けた持続的林業システムの開発

(ア) 持続的かつ効率的な森林施業及び林業生産技術の開発

利用期を迎えた人工林などの森林資源の持続性を確保しつつ、国産材の供給力を高めるため、ニーズに応じた木材を供給できる多様な森林の施業技術や木材生産技術の確立が求められている。

このため、造林コスト縮減等による低コスト林業の実現に向け、地域特性及び多様な生産目標に対応した森林施業技術及び木材生産技術を開発する。また、そのために必要な森林情報の計測評価技術、先端的な計測技術や情報処理技術を導入した先導的な林業生産システムを開発する〈重要度：高〉。これらの目標を第４期中長期目標期間終了時までに達成する。

なお、森林所有者等が適切な技術や手法を選択するための情報やツールが簡易に入手できるよう提供方法を工夫するなど研究開発成果が速やかに林業の現場に活用されるよう、成果の普及に努める。(①⑥⑧)

(イ) 多様な森林資源の活用に対応した木材供給システムの開発

木材のマテリアル利用及び木質バイオマスのエネルギー利用における新たな需要創出によって期待される国産材の利用拡大と広域化等に対応して、地域における多様な森林資源の有効活用及び木材・木質原料の安定供給が求められている。

このため、木材の需要動向等を踏まえ、地域特性と用途に応じた木材・木質原料の安定供給及び持続的な林業経営を見据えた対策を提示する。また、木質バイオマスを用いた地域におけるエネルギー変換利用システムを開発する。これらの目標を第４期中長期目標期

間終了時まで達成する。

なお、上記システムの実用化や社会実装に向け、行政機関、大学、研究機関、関係団体、民間企業等と連携して実証を行い、地域の産業と雇用創出に貢献する。(①⑥⑧)

ウ 木材及び木質資源の利用技術の開発

(ア) 資源状況及びニーズに対応した木材の利用技術の開発及び高度化

森林資源の循環利用による低炭素社会の実現や林業の成長産業化に向けて、一般消費者のニーズに対応した国産材の需要拡大、大径材及び早生樹を始めとする国産広葉樹等の利用拡大が求められている。

このため、大径材や早生樹等の品質及び特性評価技術並びに効率的な製材技術を開発し、人工乾燥技術の高度化を進める。また、CLT（直交集成板）等木質材料の効率的な製造技術及び強度性能評価手法、建築・土木分野における構造体への木質材料利用技術、耐火等の信頼性向上技術及びその性能評価手法を開発する〈重要度：高〉。さらに、木質空間の快適性に関する評価手法を高度化する。これらの目標を第4期中長期目標期間終了時まで達成する。

なお、これらの課題について、行政機関、大学、研究機関、関係団体、民間企業等と連携して実証を行い速やかな実用化を図るとともに、得られた成果は規格・基準の作成等の行政施策へ反映する。(①⑥⑧)

(イ) 未利用木質資源の有用物質への変換及び利用技術の開発

間伐等由来の未利用木質資源を有効利用し、森林資源を持続的に活用して新たな需要創出につなげることが求められている。

このため、セルロースナノファイバー、機能性リグニン及び機能性抽出成分等の木材成分の特徴を活かした高機能・高付加価値材料の製造並びに利用技術を開発する〈難易度：高〉。これらの目標を第4期中長期目標期間終了時まで達成する。

なお、本課題では、民間企業等を含む研究コンソーシアムを構築して研究を推進し、新素材の製造技術及び利用技術の実用化、社会での実用化の加速化を図る。(①⑥⑧)

エ 森林生物の利用技術の高度化と林木育種による多様な品種開発及び育種基盤技術の強化

(ア) 生物機能の解明による森林資源の新たな有効活用技術の高度化

地球規模の気候変動や土壌荒廃等の環境問題が森林生態系に影響を及ぼし、森林資源の持続的利用が危惧される中、樹木、きのこ及び微生物が有する生物機能を解明し新たに有効活用することで、森林資源の保全を図りつつ、林産物の生産性の向上を目指す利用技術の高度化が求められている。

このため、分子生物学を始めとする先端技術を活用し、樹木等のストレス耐性や代謝産物に関する分子基盤を解明するとともに、その機能性を利用した環境保全技術、花粉発生源対策に資する不稔性遺伝子等の遺伝子利用技術、高機能かつ安全なきのこ生産技術〈難易度：高〉等を開発する。これらの目標を第4期中長期目標期間終了時まで達成する。

なお、遺伝子ゲノム情報のデータベースを公開し広く情報発信するとともに、行政機関、大学、研究機関、関係団体及び民間企業等と連携しながら、国内外において生物機能の有効活用による森林資源の保全及び林産物の生産性の向上へ貢献する。(①⑥⑧)

(イ) 多様な優良品種等の開発と育種基盤技術の強化

地球温暖化防止、林業の成長産業化、花粉発生源対策等の重要施策の推進に貢献する優れた品種の開発とその早期普及が求められている。また、優良品種の早期開発に資する高速育種技術、林木遺伝資源の有効利用技術及びバイオテクノロジーの高度化等の技術開発が重要となっている。

このため、エリートツリー（第2世代以降の精英樹）や少花粉等の社会ニーズに対応した優良品種の開発及びゲノム情報を活用した高速育種等の育種技術を開発する〈重要度：高〉。また、トレーサビリティの確保等による優良品種の適正かつ早期の普及技術、新たな需要が期待できる早生樹等の林木遺伝資源の収集、評価及び保存技術、遺伝子組換え等林木育種におけるバイオテクノロジー技術を開発する。さらに、国際的な技術協力や共同研究を通じた林木育種技術を開発する。これらの目標を第4期中長期目標期間終了時まで達成する。

1 なお、都道府県等に対し優良品種等の原種苗木の供給や採種園等
2 の造成・改良に関する技術指導等を行うとともに、開発品種の特性
3 に関する情報提供を行い、開発した優良品種等の早期普及を図る。^{(①}
4 ⑥⑧)

6 (2) 長期的な基盤情報の収集、保存、評価並びに種苗の生産及び配布

7 国立研究開発法人として長期的な視点に基づき継続して実施する
8 必要がある林木等遺伝資源の収集、保存、特性調査及び配布並びに種
9 苗等の生産及び配布、森林の成長や水流出等の長期モニタリング等
10 を実施する。

12 (3) 研究開発成果の最大化に向けた取組

13 ア 「橋渡し」機能の強化

14 国内外における森林・林業・木材産業に対する社会ニーズ及び科
15 学技術の動向を踏まえ、研究シーズの創出から事業ベースの実証研
16 究に至るまで、ニーズに合致する最適な研究成果を森林・林業・木
17 材産業の担い手や関連企業等において活用されるよう実施体制を整
18 備しつつ、以下の取組により「橋渡し」機能を強化する。^(②)

19 (ア) 産学官連携、協力の強化

20 研究開発成果の実用化に向けて、研究所が中核となり、民間企業
21 や関係団体等との積極的な交流による的確なニーズの把握、大学や
22 他の研究機関との連携・協力の強化により、研究開発成果の橋渡し
23 を図る。^(②)

24 (イ) 研究開発のハブ機能の強化

25 地域のニーズや課題に対応するため、研究所本所、支所等は地方
26 の関係機関とのハブとなり、研究推進の拠点としての研究体制の充
27 実を図る。また、水源林造成事業による地域のネットワークも活用
28 しつつ、地域との連携・協力の強化による研究開発成果の橋渡しを
29 図る。^(⑦)

30 その際、必要な研究情報や技術的ノウハウ等の相互共有や林木育
31 種技術指導について、地方の行政機関、研究機関、大学、N P O、
32 関係団体、民間企業等との連携強化を図る。

33 さらに、国際的な協調、連携の下で推進すべき研究課題について
34 は、海外の研究機関、国際機関等と連携し、地球規模の課題等に対
35 する国際貢献等を図る。^(③)

1
2 イ 研究開発成果等の社会還元

3 講師の派遣、講習会の開催、指導・助言等を通じて問題解決に向
4 けた研究開発成果等の発信に努めるとともに、木材等の鑑定や各種
5 分析、調査依頼に応じ、研究所が有する高度な専門知識を社会に還
6 元する。

7 また、研究開発成果の公表については、国内外の学会発表や学術
8 論文等により速やかな公表に努める。^(④)

9
10 ウ 研究課題の評価、資源配分及びPDCAサイクルの強化

11 研究所は、研究開発における役割を遂行するに当たり、限られた
12 予算、人員等を有効に活用し最大限の成果を得ることが重要である。

13 このため、厳格な評価を行い、予算・人員等の資源を的確に配分
14 するシステムを構築するなどPDCAサイクルを強化し運用する。
15 ^(⑤)

16 また、研究課題の評価については、外部有識者等の意見も踏まえ、
17 自ら厳格に実施するとともに、評価結果に基づき、研究の進捗状況、
18 社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しを行う。

19
20 2 森林保険業務

21 (1) 被保険者へのサービスの向上

22 森林保険契約の引受けや保険金の支払等について、必要な人材の確
23 保、各種手続の効率化、業務委託等の業務実施体制の強化や迅速な保
24 険金支払い等の取組を推進し、被保険者へのサービスの向上を図る。

25 なお、保険金支払の迅速化に向けた取組の目安として、損害実地調
26 査については、林道崩壊や積雪等により調査が困難な場合、枯死判定
27 に経過観察のため一定の期間が必要な場合など、損害実地調査終了ま
28 でに時間を要する要因がない場合は、基本的に損害発生通知書を受理
29 してから調査終了までを3ヶ月以内とする。^(⑨⑩)

30
31 (2) 加入促進

32 災害によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに、
33 林業経営の安定と森林の多面的機能の維持及び向上を図るため、森林
34 保険の加入促進に向けた取組を推進する。

35 なお、その際の目安として、基本的に下記の基準を満たすこととす

る。

①ホームページや広報誌の発行等を通じ、森林所有者に森林保険の概要や最新の情報等を分かりやすく発信する。

②関係諸機関と連携し、パンフレットやポスター等を市町村レベルまで幅広く配布・設置する（3,000箇所以上設置）。

③関係諸機関と連携し、都道府県、市町村及び大規模森林所有者向けの説明会等を全国的に行うなど効果的な普及活動を実施する（年15回以上実施）。

④森林所有者との窓口である森林組合系統を対象に、森林保険業務の能力向上を図る研修等を全国的に実施し、森林所有者に対し適切なサービスの提供を促進する（年6回以上実施）。^(⑩⑪)

(3) 引受条件

近年の自然災害の発生傾向、木材価格等の林業を取り巻く情勢等を踏まえつつ、保険運営の安定性の確保、被保険者へのサービスの向上の観点から、適宜引受条件の見直しを行う。^(⑩)

(4) 内部ガバナンスの高度化

金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会を開催し、森林保険業務の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。

3 水源林造成事業等

(1) 水源林造成事業の推進

本事業は、水源林の造成により、水源涵養機能^{かん}の強化はもとより、土砂流出・崩壊の防止、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止等の森林の有する公益的機能の持続的発揮に資するものであることから、以下の目標の達成に向け、確実な事業実施を図る。

ア 事業の重点化

効果的な事業推進の観点から、新規契約については、水源涵養機能^{かん}の強化を図る重要性の高い流域内の箇所に限定する。

イ 事業の実施手法の高度化のための措置

(ア) 新規契約については、水源涵養機能等の森林の有する公益的機能をより持続的かつ高度に発揮させるとともに、コスト縮減を図るため、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ、主伐時の伐採面積を縮小、分散化する契約に限定する。

また、既契約分については、長伐期施業や複層林施業に施業方法を見直す等により、事業実施手法の高度化を図る。^⑫

(イ) 地球温暖化防止や循環型社会の形成はもとより、林業の成長産業化等にも資する観点から、搬出間伐を推進するとともに、間伐材を含む木材の有効利用を推進する。

(2) その他完了した事業の評価及び債権債務の管理

ア 特定中山間保全整備事業等の事業実施完了後の評価に関する業務

特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業の完了後の評価を確実に行う。

イ 債権債務管理に関する業務

林道の開設又は改良事業及び特定中山間保全整備事業等の負担金等に係る債権債務並びにN T T－A資金に係る債権債務について、徴収及び償還の業務を確実に行う。

4 研究開発業務、森林保険業務及び水源林造成事業に共通する事項

(1) 研究開発業務、森林保険業務及び水源林造成事業における連携の強化

研究開発業務と森林保険業務及び水源林造成事業との相乗効果の発揮に向けて、次のとおり連携強化を図る。

ア 研究開発と森林保険の連携

森林の自然災害に関する専門的知見を活用した森林保険業務の高度化及び森林保険業務で得られたデータを活用した森林災害に係る研究を推進する。^⑬

イ 研究開発と水源林造成事業の連携

全国に広く分布する水源林造成事業地を研究開発のフィールドとして活用することにより研究開発を推進するとともに、研究開発の

1 成果・知見を活用した水源林造成事業における森林整備技術の高度
2 化を図る。加えて、事業の実施を通じて森林所有者や林業事業体に
3 対する研究成果の「橋渡し」に取り組む。⁽¹³⁾
4

5 (2) 行政機関や他の研究機関等との連携・協力の強化

6 研究所は、我が国の森林・林業・木材産業に関する総合的な研究を
7 推進する中核機関であるとともに、森林保険センター及び森林整備セ
8 ンターを擁する機関であることから、内部での連携を取りつつ、国、
9 都道府県、他の研究機関、大学、民間企業等との連携・協力を積極的
10 に行う。⁽⁴⁾

11 また、災害への緊急対応や行政機関等への技術指導等のため、専門
12 家を派遣するとともに、学術的知見や研究情報の提供等を行う。

13 さらに、森林保険は、林業経営の安定や森林の多面的機能の発揮に
14 資する公的保険であり、森林・林業の諸政策と連携した取扱いにより
15 その役割が高度に発揮されるものであることから、行政機関等と連
16 携・協力した取組を推進する。

17 (3) 広報活動の促進

18 研究開発については、森林の多面的機能に対する国民の理解の醸成、
19 林業の振興や木材利用の促進につながるよう研究情報や成果を利用者
20 が使いやすい形でマスメディアやウェブサイト等を活用して的確に発
21 信する。⁽¹⁴⁾

22 森林保険業務においては、森林保険の重要性、保険業務の実績、災
23 害に係る情報等を積極的に発信することにより、森林所有者の理解の
24 醸成に努め、森林保険の利用拡大につながるよう効果的に広報活動
25 を行う。⁽¹⁴⁾

26 水源林造成事業については、国民の理解の醸成に努めるとともに、
27 研究開発部門との連携を図りつつ、現地検討会や技術交流会等の場の
28 活用も含めて森林整備に係る技術情報を地域の森林・林業関係者等へ
29 提供する。⁽¹⁴⁾
30

31 第4 業務運営の効率化に関する事項

32 1 一般管理費等の節減

33 (1) 研究開発業務

34

1 運営費交付金を充当して行う事業について、業務の見直し及び効率
2 化を進め、一般管理費については毎年度平均で少なくとも対前年度比
3 3 %の抑制、業務経費については毎年度平均で少なくとも対前年度比
4 1 %の抑制を行うことを目標とする。⁽¹⁵⁾

6 (2) 森林保険業務

7 森林保険業務は、政府の運営費交付金を充当することなく、保険契
8 約者から支払われる保険料のみを原資として運営するものであり、一
9 般管理費等の支出の大きさが保険料に直接的に影響することを踏まえ、
10 支出に当たっては、費用対効果を十分検討することなどによりコスト
11 意識を徹底し、効率的な業務運営を図り、将来的な一般管理費等のス
12 リム化につなげる。⁽¹⁵⁾

13 なお、業務量及びそれに伴う一般管理費等は、保険料収入の変化や
14 災害の発生状況等により影響を受けることに留意する。

16 (3) 水源林造成事業等

17 一般管理費については、水源林造成事業等を巡る諸情勢を踏まえつ
18 つ、水源涵養等の公益的機能の発揮に向けた効果的な業務運営に支障
19 を来すことのない範囲で削減に努める。⁽¹⁵⁾

21 2 調達合理化

22 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成
23 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続に
24 よる、適切で迅速かつ効率的な調達を実現する観点から、毎年度策定す
25 る「調達等合理化計画」に基づき、重点的に取り組む分野における調達
26 の改善、調達に関するガバナンスの徹底等を着実に実施する。⁽¹⁷⁾

28 3 業務の電子化

29 出先機関等との情報の共有等については、電子化の促進等により事務
30 手続の簡素化・迅速化を図るとともに、利便性の向上に努めることとす
31 る。また、研究所内ネットワークの充実を図ることとする。併せて情報
32 システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な堅牢性を確保する。
33 ⁽¹⁶⁾

第5 財務内容の改善に関する事項

1 研究開発業務

「第4 業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。⁽¹⁸⁾

一定の事業等のまとまりごとに、適切にセグメントを設定し、セグメント情報を開示するとともに、研究分野別セグメント情報などの開示に努める。

このほか、受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化、特許実施料の拡大等により自己収入の確保に努める。⁽¹⁹⁾特に、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、「法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込み額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。」とされていることを踏まえ、本中長期目標の方向に即して、特許実施料の獲得等を積極的に適切な対応を行う。

2 森林保険業務

(1) 積立金の規模の妥当性の検証と必要な保険料率の見直し

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」も踏まえ、リスク管理のための委員会において、毎年度、積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告するとともに、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。⁽²⁰⁾

その際、①我が国においては、台風や豪雪等の自然災害の発生の可能性が広範に存在し、森林の自然災害の発生頻度が高く、異常災害時には巨額の損害が発生するおそれがあり、こうした特性に応じた保険料率の設定及び積立金の確保が必要であること、②森林保険の対象となる自然災害の発生は年毎のバラツキが非常に大きいことから単年度ベースでの収支相償を求めることは困難であり長期での収支相償が前提であること、③森林保険は植栽から伐採までの長期にわたる林

業経営の安定を図ることを目的としており、長期的かつ安定的に運営することが必要であること、④積立金の規模は責任保険金額の規模に対して適切なものとする必要があることを踏まえる。

(2) 保険料収入の増加に向けた取組

森林保険業務の安定的な運営に資するため、保険料収入の増加に向けて、森林所有者への森林保険の加入促進等に取り組む。

3 水源林造成事業等

(1) 長期借入金等の着実な償還

適切な業務運営を行い、当期中長期目標期間（平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日）中に長期借入金及び債券について〇〇億円（水源林造成事業〇〇億円、その他完了した事業〇〇億円）を確実に償還する。その際、水源林造成事業においては、事業の透明性や償還確実性を確保するため、債務返済に関する試算を行い、その結果を公表する。^(㉑)

(2) 業務の効率化を反映した予算の作成及び運営

「第 4 業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた、中長期計画の予算を作成し、当該予算による効率的な運営を行う。

4 保有資産の処分

資産の保有の必要性について自主点検を行い、法人が保有し続ける必要性が低いものについては、積極的に処分する。

特に、職員宿舍第 3 号（杉並区清水）については、国への返納措置又は売却を行う。また、いずみ倉庫（福島市）については、国への返納措置又は売却に向け、関係機関と調整を行う。^(㉒)

第 6 その他業務運営に関する重要事項

1 ガバナンスの強化

(1) 内部統制システムの充実・強化

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成 26 年 11 月 28 日総管査第 322 号 総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実行するなど、研究

開発業務・森林保険業務・水源林造成事業の各業務・事業の特性に応じた内部統制システムの更なる充実・強化を図る。

特に、第3期中期目標期間内に生じた研究開発業務における不適正な経理処理事案等の事態を重く受け止め、物品の適正な調達、その他のリスク管理等の対策を徹底し、不適正事案の根絶に向け、内部統制の仕組みを強化する。

具体的には、各業務・事業について、役員から現場職員までの指揮命令系統や連絡・報告体制を明確化するとともに、職員に対し適切な業務執行を図るためのルールの周知徹底を行う。また、監査従事職員の資質の向上を図ることにより、内部監査を効率的・効果的に実施する。⁽²³⁾

(2) コンプライアンスの推進

研究所に対する国民の信頼を確保する観点から法令遵守を徹底し、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識の向上を図る。

特に、研究活動における不適正行為については、政府が示したガイドライン等を踏まえた対策を推進する。

また、コンプライアンス確保のためにPDCAサイクルの取組の徹底など必要な取組が十分に機能するよう、外部有識者を含めたコンプライアンス委員会を開催する。⁽²⁴⁾

2 人材の確保・育成

(1) 人材の確保・育成

研究開発業務の成果の創出のため、女性・外国人・若手・中堅研究者・シニア研究員等の多様な人材を確保し、高い研究マネジメント能力を有する職員を計画的に育成するとともに、その資質の向上を図る。また、個人の資質や経歴、年齢に応じた人材育成を行うこととし、研修等の実施を通じて、様々なキャリアパスに誘導するよう努める。さらに、研究者の流動化や人材交流により新たなイノベーション創出を図るため、クロスアポイントメント制度等を整備する。⁽²⁵⁾

森林保険業務の適正な実施、専門性の向上等のため、林業経営や森林被害等に精通した職員を配置するほか、林野庁、損害保険会社及び森林組合系統からの出向等により必要な人材を確保する。また、森林保険業務を適切に実施できるよう、職員を各種研修等に参加させるこ

と等により、高度な専門知識と管理能力を有する職員を育成する。

水源林造成事業の確実な実施のため、必要な人材を確保する。また、水源林造成事業に係る職員を各種研修等に参加させること等により、高度な専門知識と管理能力を有する職員を育成する。

さらに、全体として、優秀な女性の幹部登用など男女共同参画の取組、ワークライフバランス推進の取組を強化する。⁽²⁵⁾

(2) 人事評価

職員の業績及び能力の評価については、公正かつ透明性の高い評価を実施する。その際、研究職員の評価は、研究業績のみならず、研究開発成果の行政施策・措置の検討・判断への貢献、技術移転活動への貢献等を十分に勘案したものとする。⁽²⁵⁾ また、一般職員等の評価は、国が実施する評価制度に準じたものとする。

人事評価結果については、組織の活性化と業務実績の向上を図る観点から、適切に処遇へ反映させる。

(3) 給与水準

職員の給与については、職務の特性や国家公務員・民間企業の給与等を勘案した支給水準とする。

また、クロスアポイントメント制度や年俸制など研究業務の特性に応じたより柔軟な報酬・給与制度の導入に取り組む⁽²⁶⁾ とともに、透明性の向上や説明責任の一層の確保のため、給与水準を公表する。

3 情報公開の推進等

公正な法人運営を実現し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づき、適切に情報公開を行う。また、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切に個人情報を保護する。

なお、森林保険業務に関する情報公開に当たっては、民間の損害保険会社が行っている情報公開状況や日本損害保険協会策定の「ディスクロージャー基準」等を参考とする。⁽²⁷⁾⁽²⁸⁾

4 情報セキュリティ対策の強化

1 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報
2 セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情
3 報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対する組織的対応能力の強
4 化に取り組む。また、情報セキュリティに関する教育・訓練及びポリシ
5 ーに関する遵守状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキ
6 ュリティ対策の改善を図る。⁽²⁹⁾

8 5 環境対策・安全管理の推進

9 化学物質、生物材料等の適正管理などにより研究活動に伴う環境への
10 影響に十分な配慮を行うことともに、環境負荷低減のためのエネルギー
11 の有効利用及びリサイクルの促進等に積極的に取り組む。また、事故等
12 の未然防止に努めるとともに、災害等による緊急時の対応を的確に行う。

13 水源林造成事業については、事業者等の労働安全衛生の確保に努める。

15 6 施設及び設備に関する事項

16 省エネルギーの推進や維持・管理経費の節減、安全確保等のための老
17 朽化施設の更新を図る等の観点から、業務の実施に必要な施設及び設備
18 について、計画的な整備に努める。